（方向指示器）

第137条　（略）

２～５　（略）

６　方向指示器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　方向指示器を自動車に取り付けた状態において、当該方向指示器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　方向指示器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に方向指示器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（補助方向指示器）

第138条　（略）

２～４　（略）

５　補助方向指示器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　補助方向指示器を自動車に取り付けた状態において、当該補助方向指示器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　補助方向指示器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に補助方向指示器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（非常点滅表示灯）

第139条　（略）

２～４　（略）

５　非常点滅表示灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　非常点滅表示灯を自動車に取り付けた状態において、当該非常点滅表示灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　非常点滅表示灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に非常点滅表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後面衝突警告表示灯）

第139条の３　（略）

２～４　（略）

５　後面衝突警告表示灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後面衝突警告表示灯を自動車に取り付けた状態において、当該後面衝突警告表示灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

（方向指示器）

第137条　（略）

２～５　（略）

（新設）

（補助方向指示器）

第138条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（非常点滅表示灯）

第139条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後面衝突警告表示灯）

第139条の３　（略）

２～４　（略）

（新設）